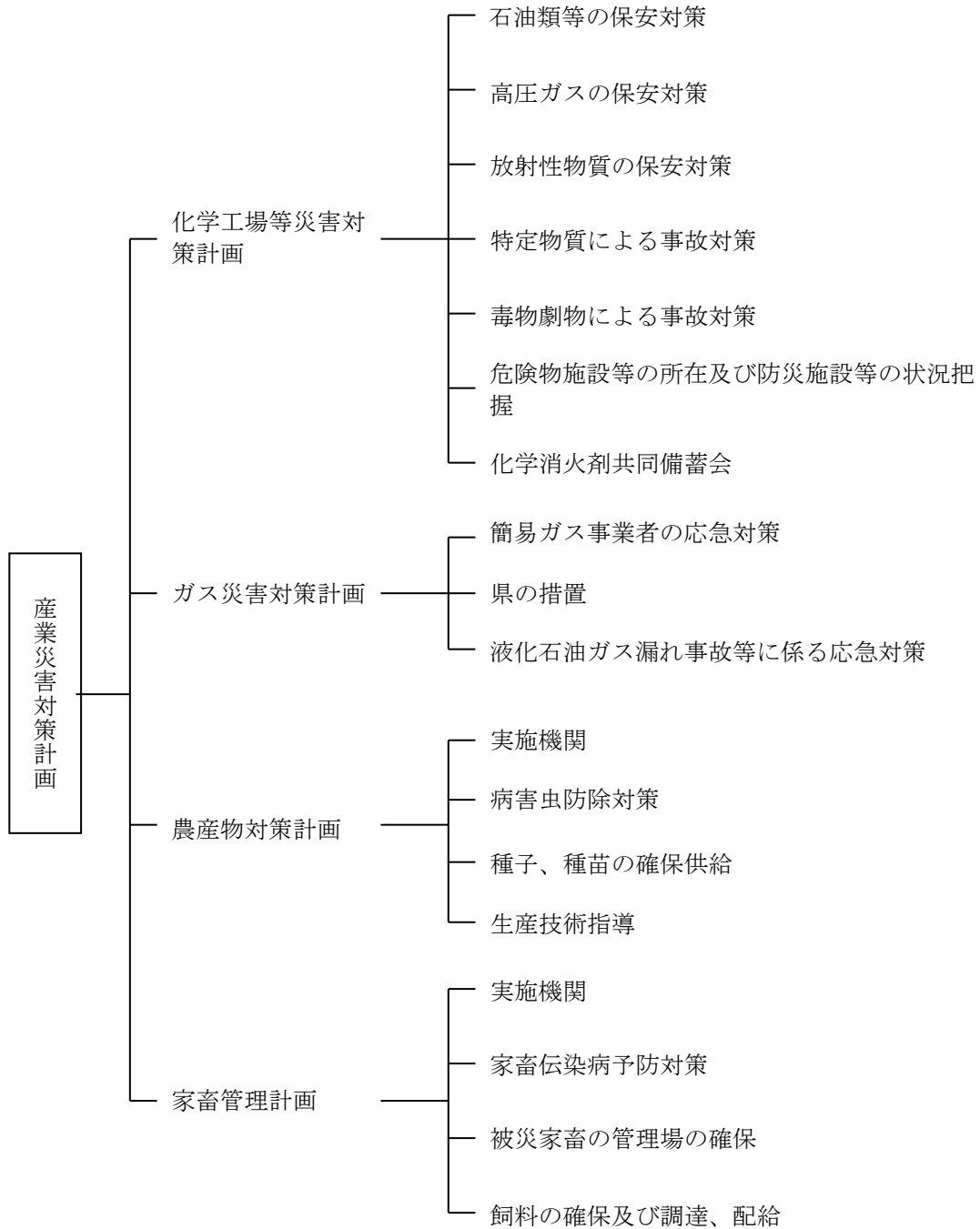


第2章 産業災害対策計画

基本的な考え方

化学工場等における火災、爆発、ガス漏えい等又は、農産物対策、家畜対策及び貯木対策等、各種産業災害に対する対策について防災関係各機関は、各種の応急対策を実施し、住民の生命財産の保全に努めるものとする。



第1節 化学工場等災害対策計画

第1項 石油類等の保安対策

石油類等の保安対策については、本項に定めるところによるものとするが、石油コンビナート等災害防止法に基づく山口県内の石油コンビナート等特別防災区域については、山口県石油コンビナート等防災計画及び岩国・大竹地区石油コンビナート等防災計画に定めるところによる。

1 実施機関

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者（消防法、危険物の規制に関する政令）
- (2) 町長
 - ア 危険物の規制（消防法、危険物の規制に関する政令）
 - イ 危険物災害応急対策全般（消防法、災対法）
- (3) 知事（防災危機管理課）
 - ア 危険物災害応急対策全般（災対法）
- (4) 警察（災対法、警察官職務執行法）
- (5) 海上保安部・署（港則法、海上交通安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、災対法）

2 応急措置

- (1) 施設の所有者及び管理者又は占有者の措置（指導方針）
 - ア 被害状況を地方公共団体へ連絡する。
 - イ 発災後速やかに、職員の参集、情報連絡体制の確立及び対策本部設置等必要な体制をとる。
 - ウ 消防機関、警察等との間において緊密な連携の確保に努める。
 - エ 的確な応急点検及び応急措置等を講じる。
 - オ 施設内の使用火気は完全消火し、状況に応じて施設内の電源は、保安系路を除いて切断する。
 - カ 施設内における貯蔵施設の補強及び付属施設の保護措置を実施するとともに、自然発火性物質に対する保安措置を講じる。
- (2) 県の措置
 - ア 国（危険物等の取扱規制省庁）へ災害発生について速やかに通報する。
 - イ 国（危険物等の取扱規制省庁）から受けた情報を関係市町、関係機関等へ連絡する。
 - ウ 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
 - エ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - オ 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
 - カ 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあつせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあつせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。
 - キ 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。
- (3) 町の措置
 - ア 県へ災害発生について、直ちに通報する。
 - イ 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
 - ウ 公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限させる。（消防法第12条の3）
 - エ 被害の状況により引火、爆発又はそのおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対

策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。

- オ 火災の防ぎよは、岩国地区消防組合及び消防団が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。
- カ 転倒、流出及び浮上したタンク等は、使用の停止を命じ、危険物排除作業を実施させる。
- キ さらに消防力を必要とする場合には、県に対して自衛隊の派遣要請の要求を行うとともに、必要資機材の確保等について応援を要請する。また、必要があると認めるときは、指定地方行政機関に対して当該職員の派遣の要請をするとともに、県に対して指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求める。
- ク 専門技術をもつ人材等を活用して、施設、設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況を把握し、施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

(4) 警察の措置

- ア 町、県及び消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。
- イ 町長からの要求があったときは、災対法第59条の規定に基づき、災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するため必要な限度において、その設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。(事前措置)

(5) 海上保安部・署の措置

- ア 被災地港湾への危険物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
- イ 危険物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った危険物積載船舶に対し安全な場所への救出措置を講じる。
- オ 海上における消火活動を行うものとするが、さらに可能な場合は、必要に応じ、地方公共団体の活動を支援する。

3 化学消防車及び化学消火剤の所在状況

町内にある岩国地区消防組合中央消防署東出張所に化学消防車が待機している。また、化学消火剤は、岩国地区消防組合、岩国海上保安署などが備蓄している。

第2項 高圧ガスの保安対策

1 実施機関（高圧ガス保安法）

- (1) 高圧ガスを製造する者、販売する者、特定高圧ガスを消費する者、高圧ガスの貯蔵をする者又は充てん容器の所有者若しくは占有者（以下「製造業者等」という。）
- (2) 知事（消防保安課）
- (3) 警察
- (4) 中国四国産業保安監督部
- (5) 海上保安部・署

2 応急措置

(1) 製造業等の措置（指導方針）

- ア 製造施設又は消費施設が危険状態になったときは製造又は消費の作業を中止し、製造又は消費のための設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員のほかは退避させる。
- イ 販売施設、貯蔵所又は充てん容器等が危険な状態になったときは、施設内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、若しくは容器を安全な場所に移す。
- ウ 消防機関、警察機関等に通報するとともに、必要に応じて付近住民に退避の警告を行う。
- エ 充てん容器が外傷又は火災を受けたときは、充てんされている高圧ガスを廃棄し、又はその充てん容器を水中若しくは地中に埋める。
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 県の措置（防災危機管理課）

ア 製造若しくは販売のための施設、高圧ガス貯蔵所又は特定高圧ガスの消費のための施設の全部又は一部の使用の一時停止を命じる。

イ 製造、引渡、貯蔵、移動、消費又は廃棄を一時禁止し、又は制限する。

ウ 高圧ガス又はこれを充てんした容器の廃棄又は所在場所の変更を命じる。

（注）緊急措置命令（高圧ガス保安法第39条）

経済産業大臣又は知事は、災害の防止又は公共の安全の維持のため必要がある場合は、上記の措置について緊急措置命令を発する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(3) 警察（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）

(4) 海上保安部・署（第1項石油類の安全対策における措置に準じる。）

第3項 放射性物質の保安対策

1 実施機関

(1) 施設の所有者及び管理者

(2) 町（消防機関）

(3) 県

(4) 警察

2 応急措置

(1) 事故等の発生若しくはおそれがあると通報があった場合は、直ちに、県に通報するとともに、必要に応じて付近住民への広報活動を行う。

(2) 放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合には、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難勧告、避難の指示を行う。

(3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。

(4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における消防活動対策ハンドブック」及び「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。火災等により放射性物質を使用する建築物等が被害を受け、又は受けるおそれがある場合は、関係実施機関は医療機関と連絡をとり、危険場所の認知及び放射線量の測定を行い、延焼防止の対策とともに、汚染区域の拡大を防止する措置を講じる。

第4項 特定物質による事故対策

1 実施機関

(1) 企業（特定物質を発生する施設を有する工場又は事業場）

(2) 知事

2 応急措置

(1) 企業の措置

特定施設について故障、破損その他の事故が発生し、特定物質が大気中に大量に排出された時には直ちに次の措置をとる。

ア 被害の拡大防止及び施設の復旧措置

イ 知事に対する事故状況の届出

(2) 知事又は町長の措置

2- (1) イの届出その他の方法で事故の発生を知った場合は、直ちに常時監視局により大気汚染の状態を把握し、企業に対して事故の拡大又は再発防止のため必要な措置について協力を求め、又は勧告するとともに関係機関と協調して必要な応急対策を実施する。

この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

第5項 毒物劇物による事故対策

1 実施機関

(1) 毒物劇物を製造する者、輸入する者、販売する者、業務上取り扱う者

(2) 知事（薬務課）

- (3) 町長
- (4) 警察
- (5) 海上保安部・署

2 応急措置対策

(1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第16条の2）

- ア 事故の状況を健康福祉センター、警察署又は消防機関に直ちに届け出る。
- イ 保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じる。
- ウ 毒物劇物の中和等に必要な資材を十分に備蓄する。（指導方針）
この他、第1項の場合に準じた措置を講じる。

(2) 町の措置

- ア 被害の状況により、保健衛生上の危害が発生するおそれがあると判断した場合は、施設関係者及び対策関係機関と連絡をとり、立入禁止区域の設定並びに区域内住民に対する避難、立退きの指示、勧告をする。
- イ 中和剤等の資材が不足するときは、その収集あつせんを行う。
この他、第1項の場合に準じた措置を講ずる。

(3) 警察の措置

- 県及び市町消防機関と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

(4) 海上保安部・署の措置

- ア 被災地港湾への毒物劇物積載船舶の入港を制限し、又は禁止する。
- イ 毒物劇物荷役中の船舶に対し、荷役の中止その他保安上必要な指示を行う。
- ウ 港内に被害が及ぶおそれがあるときは、港内の航行、停泊を禁止するか又は停泊地を指定する。
- エ 被災その他の原因により、自力航行能力を失った毒物劇物積載船舶に対し、安全な場所への救出措置を講じる。

第6項 危険物施設等の所在及び防災施設等の状況把握

企業体別の高圧ガス、危険物製造施設、貯蔵所等の所在、ばい煙、特定有害物質を発する施設、責任者、連絡窓口並びに企業体における自衛防災体制、防災施設設備の状況については、毎年資料を整備して県及び市町防災計画に掲げるものとする。

第7項 化学消火剤共同備蓄会

1 化学消火剤共同備蓄会に関する規約等

消防機関及び関係企業は、各地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。

(1) 岩国、大竹地区

- ・岩国地区化学消火剤共同備蓄会規約
- ・岩国、大竹地区化学消火剤共同備蓄に関する覚書

第2節 ガス災害対策計画

第1項 簡易ガス事業者の応急対策

1 実施機関

ガス事業者（簡易ガス事業者）

2 応急対策

(1) 緊急時の連絡、出動体制の確立

ガス事業者は、緊急事故に備え、あらかじめ出動体制、連絡体制等を確立しておくものとする。

出動体制は、常に要員、車両、資材を確保し直ちに出勤し、適切な処置がとれるよう体制を整えておくものとする。

- (2) 消防署、警察、関係官署への連絡、通報
事故状況、内容により消防署、警察、関係官署に連絡し協力、指示を求めるものとする。
- (3) 事故発生時の措置
 - ア 初動措置は、事故の状況に応じ適切な措置を講じなければならない。また常に適切な措置がとれるよう訓練をしておかなければならない。
 - イ ガス事故により災害が拡大、波及するおそれがある事故については、交通規制等により、事故拡大の防止に努めなければならない。
- (4) 供給停止の場合の措置
 - ア 止むを得ずガスの供給を停止する場合には、供給先に周知徹底を図り二次災害の防止に努めなければならない。
 - イ 供給停止後は、早期に供給が再開されるよう努めなければならない。
- (5) (一社)日本コミュニティーガス協会中国支部の「簡易ガス事業防災相互援助要綱」に基づき、災害の発生又はその拡大を防止し相互に必要な援助活動を行う。

第2項 県の措置

- 1 国(危険物等の取扱規制担当省庁)へ災害発生について速やかに通報する。
- 2 地元市町の実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、当該市町からの要請により他の市町に応援するよう要請する。
- 3 災害の規模に応じて速やかに職員の非常参集、情報収集・連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 4 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の要求を受けたとき又は必要があると認めるときは、自衛隊に対して災害派遣を要請する。また、地元市町から必要資機材の確保等について応援の要請を受けたときは、積極的に協力する。
- 5 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときは、関係指定地方行政機関に対して、そのあっせんを行う。また、特に必要があると認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関に対して当該職員の派遣を要請し、又は内閣総理大臣に対してそのあっせんを求めるとともに他の都道府県に対して応援を要請する。

第3項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

1 実施機関

- (1) ガス消費者
- (2) ガス供給業者(液化石油ガス法第3条の登録を受けている液化石油ガス販売事業者に限る者とする。)
- (3) 保安機関
- (4) 町(消防機関)
- (5) 警察
- (6) 県(消防保安課)
- (7) 中国四国産業保安監督部(保安課)

2 「ガス漏れ事故等」とは、次の各事項に掲げるものとする。

- (1) ガス漏れ事故
- (2) ガス漏れの疑いの通報のあったもの
- (3) ガス爆発事故
- (4) ガス火災
- (5) 故意によるガス放出事故
- (6) その他対応を必要とするガス事故

3 応急対策

(1) ガス消費者の措置

- ア ガス漏れ事故等を発見したとき又はガス漏れ事故等の事実を知らされたときは、ガスの消費を中止するなどの応急措置を講じると共に、ガス供給業者、保安機関又は消防機関に通報する。

イ ガス漏れ事故等によりガスの消費を中止したときは、ガス供給業者によって安全性が確認されるまでは、ガスの消費を再開してはならない。

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ町（消防機関）と協議された事項に基づいて、町（消防機関）に必要に応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

(3) 保安機関の措置

ガス消費者等から通報があったとき又は自らが発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

(4) 町（消防機関）の措置

ア ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめガス供給業者と協議された事項に基づき、速やかに初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等の状況により災害が拡大、波及するおそれがある場合は、関係機関と連絡をとり、警戒区域の設定、負傷者の救出、避難、立入制限、火気使用制限等の措置を講じるものとする。

(5) 警察の措置

ガス漏れ事故等の状況により、関係機関との連絡をとりながら、警戒区域の設定、避難広報及び誘導、立入禁止、交通規制、負傷者の救出等の措置をとり被害の拡大防止に努めるものとする。

(6) 県の措置

事故の状況により、関係機関との連絡をとりながら必要に応じて、情報等の収集、伝達及び技術的助言等を行い、事故の拡大防止に努めるものとする。

その他、第2項の場合に準じた措置を講じる。

4 事前対策

ガス供給業者と町（消防機関）は、ガス漏れ事故等が発生した場合に備えて、次の事項についてあらかじめ協議を行い相互に文書でその内容を確認し、防災体制を確立しておくものとする。

(1) 連絡通報体制

(2) 出動体制

(3) 現場における連携体制

(4) 任務分担

(5) 事後の措置

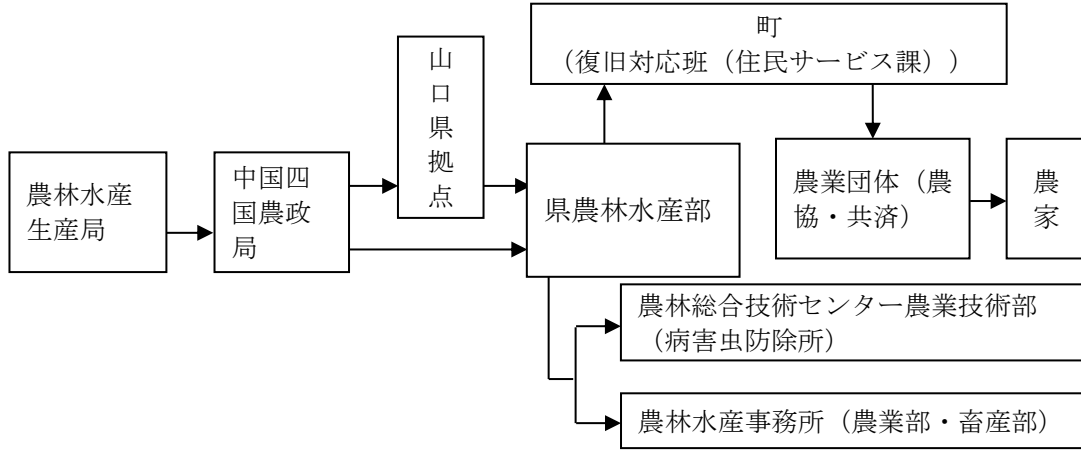
(6) 共同訓練等の実施

(7) その他必要な事項

第3節 農産物対策計画

第1節 実施機関

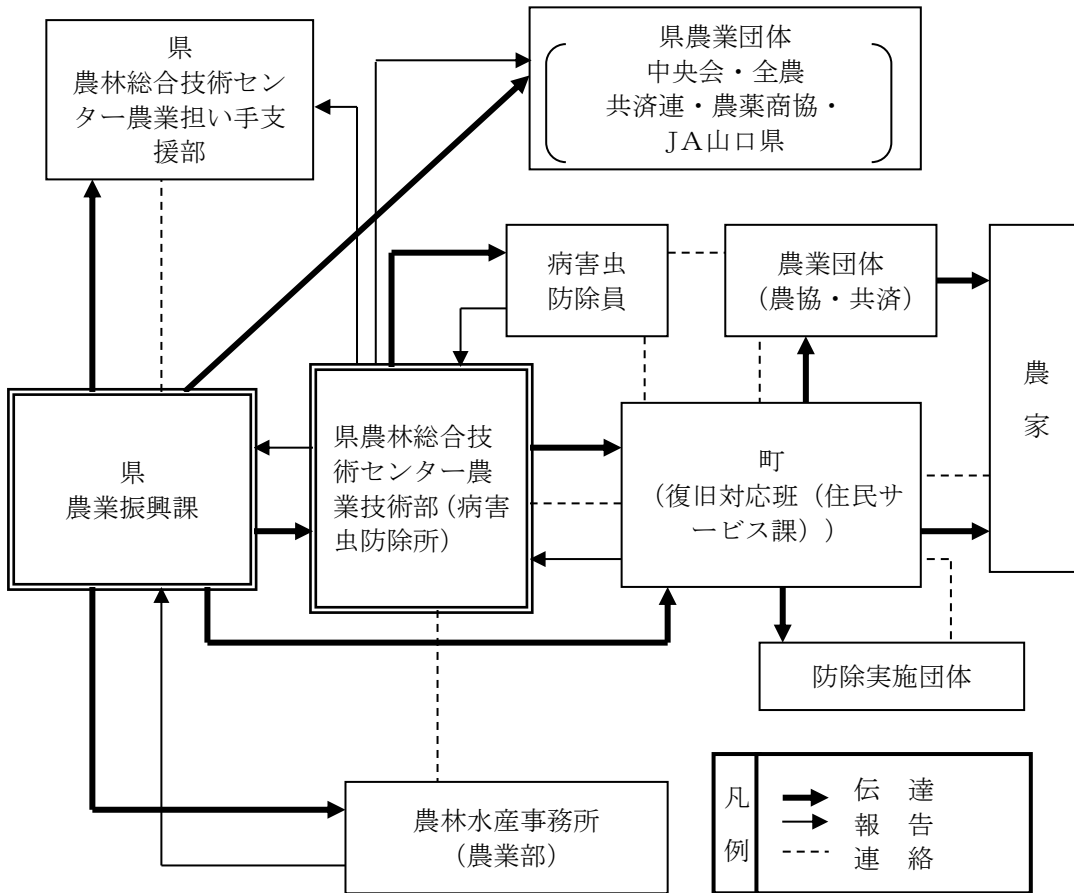
農産物対策全般の実施系統は次のとおりである。



第2項 病虫害防除対策 (植物防疫法)

1 病虫害発生予察

予察実施体系は次のとおり



2 県の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成及び指導

県農林水産部は病虫害防除指導推進要綱に基づき県病虫害防除対策協議会を開催し、協議の上、県防除方針を作成する。

(2) 防除活動

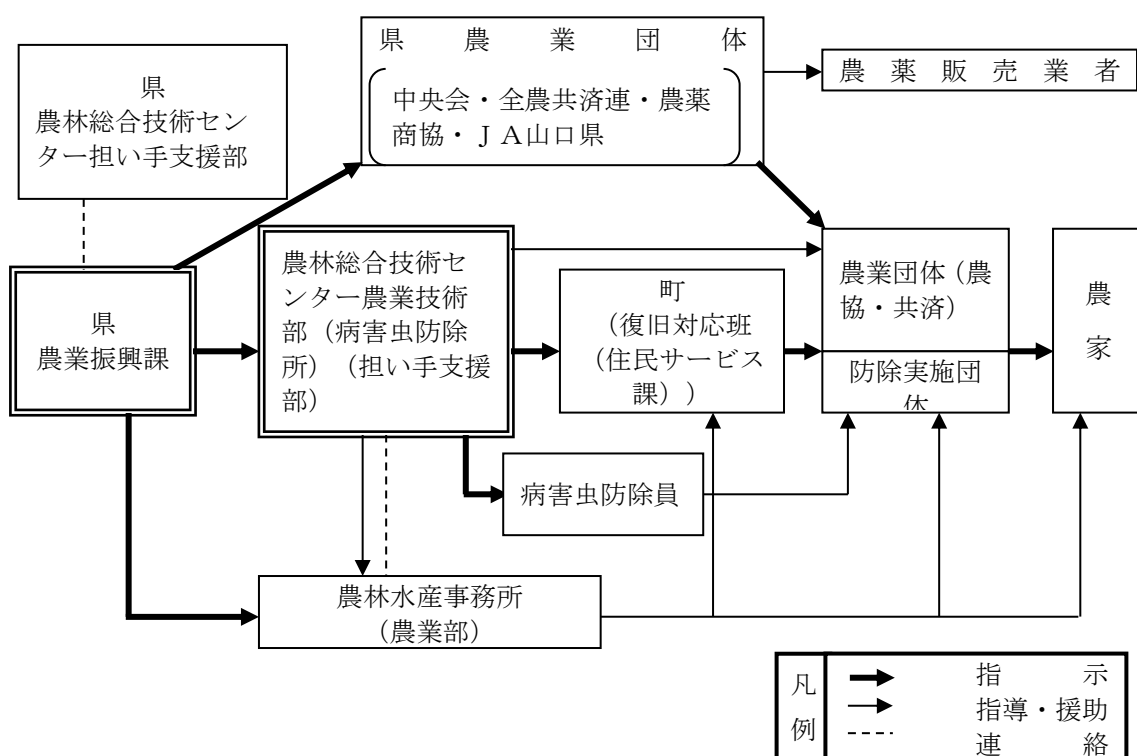
県農林水産部は、県病虫害防除対策協議会を設置し、町に対し、県防除方針に基づき指導を行うとともに、次の措置を講じるものとする。

ア 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）と農林水産事務所（農業水産部）は一体となって防除技術指導體制を確立し、管内の病虫害発生状況を常時正確に把握すると共に、県農林水産部へ速報する。

イ 農林総合技術センター農業技術部（病虫害防除所）は、県農林水産部の発生予察情報に基づき、関係機関、団体に情報を伝達（提供）する。

ウ 被災地域が広大で、集団的に一斉に病虫害の防除を実施する必要があるときは、農林水産大臣に対し緊急防除の申請を行う。

(3) 病虫害防除対策実施体系図



(4) 農薬等の確保措置

農薬等防除資材の需給調整について山口県植物防疫農作業安全協会の協力を求めるものとする。

3 町の防除体制

(1) 病虫害防除計画の作成

県の指導のもと、町の防除実施計画を作成する

(2) 防除活動

県の指導のもと、防除活動を行う

第3項 種子、種苗の確保供給（主要農作物種子法）

1 確保措置

(1) 水稲関係

災害応急用水稲粳の確保措置

(2) 野菜関係

野菜指定産地及び野菜認定産地における確保措置

(3) 飼料作物関係

災害応急用種子の確保措置

2 供給の方法

(1) 種籾については、町長は、山口県米麦改良協会を通じ供給のあっせんを行うよう、県に要請申請を行う。

(2) 野菜・飼料作物関係については、町長は、山口県農業協同組合を通じ供給のあっせんを行うよう、県に要請を行う。

第4項 生産技術指導

農林水産事務所（農業部・畜産部）は、特に被害度の高い風水害対策について広報機関等を利用して普及に努めるとともに直接農家の指導にあたる。その他干害、冷害、凍霜雪害等については被害の様相に応じて適切な指導を行う。

(1) 水稲関係の対策

台風来襲時の灌漑、台風後の排水、泥土の洗除、二次的に発生する病虫害対策

(2) 果樹、野菜その他の作物関係の対策

防風垣、柵の修理、補強、排水、中耕その他による生育促進、二次的に発生する病虫害対策

第4節 家畜管理計画

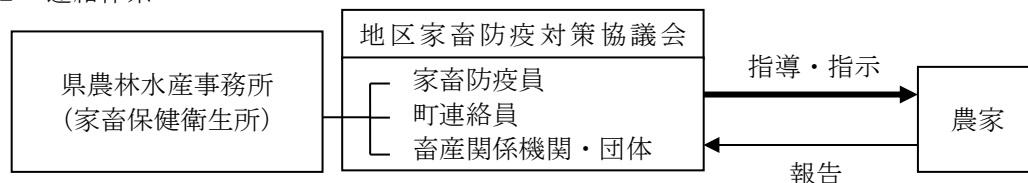
第1項 実施機関

1 実施機関及び関係機関

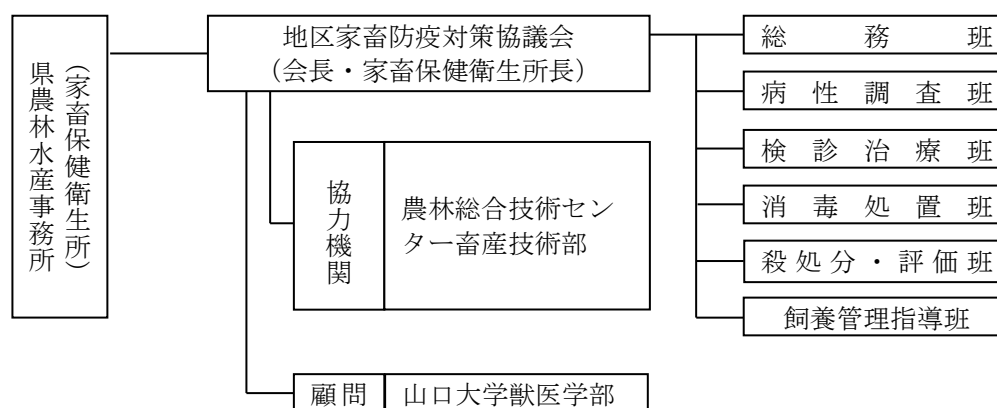
(1) 被災地における家畜伝染病予防対策は、県農林水産事務所及び農林事務所（家畜保健衛生所）を中心とする地区家畜防疫対策協議会が実施する。

(2) その他、家畜及び家畜関係の被害の拡大を防除するための応急対策は町が実施する。

2 連絡体系



3 活動組織



第2項 家畜伝染病予防対策（家畜伝染病予防法）

1 組織

(1) 農林事務所及び農林事務所（家畜保健衛生所（東部、中部、西部、北部））

(2) 地区家畜防疫対策協議会の構成

農林水産事務所又は農林事務所（家畜保健衛生所）、健康福祉センター（環境保健所）、県家畜振興協会支部、町、県獣医師会、農業協同組合、農業共済組合、酪農関係団体、養豚関係団体、養鶏関係団体

2 活動内容

地区家畜防疫対策協議会が編成する防疫組織は次の業務を行う。

- (1) 総務班
 - ア 家畜伝染病に関する啓蒙指導
 - イ 情報収集及び連絡、報告
 - ウ 防疫用資材の調達、あっせん、配分
- (2) 病性調査班
 - ア 擬似患畜及び患畜の病性鑑定並びに疫学的調査
 - イ 発生源及び感染経路の探求調査
- (3) 検診治療班
 - ア 防疫地区の作成
 - イ 家畜伝染病予防法による検査、注射の実施及び協力
 - ウ 擬似患畜の検診、治療
- (4) 消毒処理班
 - ア 発生畜舎、予防指定地域に対する消毒指導
 - イ 死亡獣畜、出荷できない生産物等の埋却、焼却等
 - ウ 擬似患畜及び患畜又は死亡獣畜等の輸送措置及び指導
 - エ と畜場及び死亡獣畜処理場との連絡
- (5) 殺処分・評価班
 - ア 患畜及び疑似患畜の殺処分
 - イ 殺処分家畜及び埋消却等を行う生産物等の評価
- (6) 飼養管理指導班
 - ア 飼養管理の失宜による疾病発生防止指導
 - イ 家畜管理資材の確保及び調達指導

第3項 被災家畜の管理場の確保

家畜飼養頭数の多い地域で、特に水害多発地域においては、被災家畜の管理対策を準備しておくものとする。

1 管理場の設置基準

- (1) おおむね3. 3㎡当たり、大家畜1頭、大中豚3頭、小豚10頭、緬山羊3頭、鶏15羽を収容基準とし、排水良好な地点（場所、施設）とする。
- (2) 大家畜、緬山羊は繁養を原則とし、その他の家畜は追込式とする。

2 確保のための措置

町は、水系及び発生する災害の程度を考慮して、場所、施設の選定及び資材の所在、輸送等について関係機関、団体及び周辺関係者と協議しておくものとする。

3 管理者の確保基準

大家畜10頭、中家畜20頭、小家畜100羽につき管理者1名の割合で、町の関係地区ごとに予定しておくものとする。

第4項 飼料の確保及び調達、配給

畜産、農業関係団体の協力を得て、飼料の確保及び調達、配給対策を講じる。

1 粗飼料

全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して粗飼料の確保及び輸送を依頼する。

2 濃厚飼料

全国農業協同組合連合会山口県本部等に対して濃厚飼料の確保及び輸送を依頼する。